

「松山市インターネット公有財産売却ガイドライン（車両など・物品）」及び「誓約書」

松山市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」という。）をご利用いただくには、以下の「松山市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）」をよくお読みいただき、申込時に「誓約書」に同意していただくことが必要です。

また、公有財産売却の手続に関して、本ガイドラインとK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

松山市インターネット公有財産売却ガイドライン（車両など・物品）

第1 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

（以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。）

（1）地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当する方

（参考：地方自治法施行令（抄））

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号の規定に該当する方

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員

(4) 日本語を完全に理解できない方

(5) 松山市が定める本ガイドライン及びK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方

(6) 18歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。

(7) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方。ただし、その代理人が日本国内に住所または連絡先がある場合を除きます。

(8) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

2. 公有財産売却の参加の注意事項

(1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定により松山市が執行する一般競争入札の手続の一部です。K S I 官公庁オークションに関連する規約、ガイドラインについては、本ガイドライン及び地方自治法の規定の範囲内で、手続に関して参加者又はその代理人を拘束します。

(2) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）上の公有財産売却の詳細画面や松山市において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公募の閲覧などにより十分に精査を行い公有財産売却に参加してください。また、売却物件の法令上の規制等の具体的な内容については、各自で関係機関に確認してください。

(3) 公有財産売却は、紀尾井町戦略研究所株式会社（以下「K S I」という）の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加仮申込を行い、入札保証金の納付後、参加申込（本申込）の手続を行ってください。

(4) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になることや公有財産売却の全体が中止になることがあります。

- (5) 出品物は、見学会又は物件詳細画面等により確認してください。
- (6) 物件の引渡しについて、直接引取りに来られる方に参加申込者を限定している場合があるため注意してください。
- (7) 松山市は、入札者が前述第1 公有財産売却の参加条件の(1) 又は(2) に該当するか否かについて愛媛県警察本部長に意見を聞く場合があります。
- (8) 落札辞退及び購入決定後の辞退は、落札者は辞退届の提出が必要になるとともに、以後3 年間、松山市の実施する公有財産売却に参加できません。
- (9) 売払代金の残金の納付期限までに、その代金を正当な理由なく納付されない落札者は、地方自治法施行令1 6 7 条の4 第2 項第5 号に該当するとみなし、以後3 年間、松山市の実施する一般競争入札に参加できません。
- (1 0) 松山市が、落札者へ落札物件を引き渡す前に、落札者は落札物件を転売できません。
- (1 1) 前述第1 公有財産売却の参加条件の(1) 又は(2) 若しくは(3) に該当する方や、その活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に使用することはできません。

3. 個人情報の取扱いについて

- (1) 公有財産売却の参加者は、以下のすべてに同意するものとします。
 - ア. 公有財産売却の参加申込を行う際に、住民登録している住所、氏名など(参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、法人名、代表者職氏名) を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
 - イ. 入札者の公有財産売却の参加情報及びK S I 官公庁オークションに登録されているメールアドレスを松山市にて開示されることや、提出書類について、これらの情報を松山市文書取扱規則に基づき、松山市が5 年間保管すること。
 - ウ. 松山市から、公有財産売却の参加者に対し、K S I 官公庁オークションで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信すること。
 - エ. 落札者が決定後、公有財産売却の参加者の会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。
 - オ. 松山市は、収集した個人情報を地方自治法施行令第1 6 7 条の4 第1 項又は第2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用すること。

第2 見学会の実施について

入札参加申込期間中に、松山市が指定する日時・場所で、見学会を開催します。物件詳細画面にて掲載している箇所以外にも汚れ、キズなどがある場合がありますので、見学会で確認することを推奨します。

1. 見学会の予約方法

見学会への出席を希望される方は、松山市理財部管財課へ、事前連絡での予約が必要です。松山市が指定する見学会前日、開庁日の正午までに、見学者の氏名、人数、車で来られる場合は車両の登録番号、当日連絡がとれる連絡先、見学物件及び見学時間を、電子メールで連絡してください。受付後、実施日の前日までに受付完了メールをお送りします。電子メールでの通知がない場合は、届いていない場合がございますので、電話にてご連絡をお願いします。

予約されていない方は当日見学会に参加できません。なお、見学者の予約人数によっては、見学時間の指定並びに見学する物件などを限定する場合があります。

2. 見学会の連絡先

車両管理担当で予約の受付を行います。

3. 見学会の注意点

- (1) 見学会は時間厳守とします。
- (2) 車両などを実際に運転・運行することはできません。
- (3) 車両などの走行距離は敷地内を移動するため、物件詳細画面との走行距離が異なる場合があります。
- (4) エンジンのかからない車両などもあります。
- (5) 見学会は天候などの影響により中止又は延期する場合があります。

第3 公有財産売却の参加申込及び入札保証金について

1. 公有財産売却の参加申込について

入札に参加するには、公有財産売却の参加申込が必要です。

(1) 参加仮申込（インターネット）

入札に参加するためには、K S I 官公庁オークションの売却システム上で物件ごとに参加仮申込の登録を行ってください。売却システムの画面上で、印鑑登録証明書に記載されている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、法人名、代表者氏名）を公有財産売却の参加情報として登録してください。また、参加申込者が代理人（法人の場合も含む。）を選任し公有財産売却の参加仮申込の登録を行う場合は、代理人の参加情報を登録してください。

また、法人で公有財産売却の参加仮申込を行う場合は、法人代表者名でログインIDを取得する必要があります。

(2) 参加本申込（書類提出など）

松山市のホームページから、「受付確認表」、「公有財産売却一般競争入札参加申込書（以下「参加申込書」という。）」をダウンロードして印刷し、必要事項を記入・押印（印鑑登録証明印）後、「印鑑登録証明書（写し可）」のほか、参加申込者が法人の場合は「商業登記簿謄本（写し可）」、参加申込者が代理人を選任する場合は、「委任

状」を添付のうえ、松山市理財部管財課まで郵送又は持参してください。なお、提出されたすべての書類は返却いたしません。

提出期限は、郵送の場合は申込締切日の消印有効、宅配便等の場合は発送日が申込締切日を有効とし、持参の場合は申込締切日の17時までとします。

複数の物件を申込される場合は、すべての書類が物件ごとに必要となります。

提出書類

ア. 受付確認表（松山市ホームページに掲載）

イ. 公有財産売却一般競争入札参加申込書

（松山市ホームページに掲載、印鑑登録証明印が必要）

ウ. 印鑑登録証明書（発行後3カ月以内、写し可）

エ. 商業登記簿謄本（発行後3カ月以内、参加申込者が法人の場合のみ必要、写し可）

オ. 委任状（様式1）

（参加申込者が代理人を選任した場合のみ必要で、参加申込者の印鑑登録証明印が必要）

2. 入札保証金について

（1）入札保証金

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金額です。入札保証金は、松山市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低売却価格）の100分の10の額を定め、入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。なお、入札保証金に利息は付しません。

（2）入札保証金の納付方法

参加申込者は、売却物件詳細画面から公有財産売却の参加仮申込を行い、入札保証金を所定の手続に従って、引き落としが可能な申込者名義（委任する場合は代理人名義、法人の場合は法人代表者名義）のクレジットカード情報を入力してください。参加申込者はK S I に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をS B ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。

また、参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消さないことに同意するものとします。また、参加申込者は、K S I が入札保証金取扱事務に必要な範囲で、参加申込者の個人情報にS B ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

※V I S A、マスターカード、J C B、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードが利用できます。（前記クレジットカードの中でごく一部利用できないクレジットカードがあります。）

（3）入札保証金の没収

参加申込者が納付した入札保証金は、松山市が定める契約締結期限までに落札者が契約を締結しない場合や松山市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、松山市が

落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書（以下「依頼書」という。）に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

(5) 入札保証金の返還

落札者以外が納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申込を行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度、要することがあります。

第4 入札及び落札者の決定について

1. 公有財産売却の入札

(1) 参加者の本登録について

開催ごとに、入札参加者にて参加仮申込を行い、公有財産売却一般競争入札参加申込及び入札保証金の納付について松山市が確認した後、松山市が入札参加者（以下「入札者」という。）の本登録を行います。

(2) 入札

入札期間中に本登録されたK S I 官公庁オークションのログインIDにて入札することが可能です。入札は、一回のみ入力可能で、一度行った入札の取消、変更はできません。

(3) 入札がなかったもの、中止とする取扱い

松山市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取消、なかったものとして取り扱うことがあります。

また、天災、その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止します。この中止における入札者の損害については、松山市は責任を負いません。

2. 落札者の決定

入札期間終了後、松山市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システムの入札上、入札価格が予定価格（最低売却価格）以上でかつ最高価格の入札額を提示した者を「落札者」として決定します。なお、最高価格での入札者

が複数存在した場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。落札者の会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

また、松山市から落札者への告知は、あらかじめK S I 官公庁オークションで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールにて送信又は電話で告知します。当該メールに表示されている受付番号は、松山市に連絡する際や書類を提出する際に必要となります。なお、松山市から落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、松山市が落札者への告知が確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、松山市は責任を負いません。

3. 落札者の決定取消し

本ガイドライン第1 公有財産売却の参加条件などの（1）から（9）号に掲げる要件に該当する者が落札した場合は、落札者の決定が取り消されます。この場合は、納付された入札保証金は返還しません。

4. 落札者の辞退

落札者が落札決定後に辞退する場合は、松山市が落札者に送信又は郵送する辞退届を松山市へ提出しなければなりません。この場合、参加申込に提出した書類については返却しません。また、納付された入札保証金も没収し、以後3 年間、松山市の実施する公有財産売却に参加できなくなります。

第5 売却の決定

1. 落札者への売却決定

松山市は落札後、落札者に対して売却の決定した通知を電子メール又は電話で行い、「契約の流れ」、「売買契約書」（売却決定金額30 万円以下の物品は請書）、「依頼書（契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書）」及び「保管依頼書」を電子メール又は郵便で送付します。

落札者は、送付書類に必要事項を記入、押印のうえ、事前に送付した売買契約書2 通（売却決定金額が30 万円以下の物品は請書1 通）それぞれに印鑑登録証明書と同じ印鑑を押印（売買契約書が数枚にわたる場合は、割り印が必要）したものを添付し、落札決定の通知を受けた日から松山市が指定する提出期限内に契約締結を交わします。なお、複数の物件を落札された場合は、物件ごとに前記書類を提出してください。

その後、松山市は、落札者へ「売買契約書（松山市押印済）※車両など若しくは売却決定金額が30 万円を超える物品の場合のみ」、「納付書」、「委任状（様式2）」、「物件受領書」を郵送します。

提出書類

ア. 契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書（印鑑証明印が必要）

- イ．売買契約書（日付は未記入のまま、印鑑証明印を押印済が2通必要。ただし、物品については、売却決定金額30万円以下の場合は請書1通必要）
- ウ．保管依頼書（印鑑証明印が必要）

送付書類

- ア．売買契約書（松山市押印済）※車両など若しくは売却決定金額が30万円を超える物品の場合のみ
- イ．納入通知書
- ウ．委任状（様式2）
（落札者が引取の代理人（以下「受任者」といいます。）を選任した場合のみ必要で、参加申込者の印鑑登録証明印が必要）
- エ．物件受領書（落札者又は受任者の認印が必要）

2．売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。決定金額は消費税及び地方消費税相当額を含みます。また、売却物件が車両の場合は、リサイクル料金も含みます。

3．売却の決定日

落札者が落札決定の通知を受けた日を売却決定日とします。

4．落札者への売却決定取消し

落札者が契約締結期限までに代金を正当な理由なく納付されなかった場合、地方自治法施行令167条の4第2項第5号に該当するとみなされ、以後3年間、松山市の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。この場合、公有財産売却の物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付した入札保証金は返還されません。

5．売却決定後の辞退

落札者が売却決定後に辞退する場合は、松山市が落札者に送信又は郵送する辞退届を松山市へ提出しなければなりません。この場合、参加申込に提出した書類は返却しません。また納付された入札保証金も没収し、以後3年間、松山市の実施する公有財産売却に参加できなくなります。

6．売払代金の残金の納付

（1）売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

（2）売払代金の残金納付期限

落札者は、「納入通知書」に記載のある納付期限までに最寄りの金融機関で一括納

付してください。なお、契約締結日から20日以内に納付期限を定めているため、納付期限までに納付されなかった場合は契約を解除することがあります。

(3) 売払代金の残金の納付方法

残金の納付期限までに納入通知書により納付してください。ネットバンクから松山市の口座に振込みはできないため、ご注意ください。銀行振込の際の振込手数料は落札者の負担となります。また、松山市が指定する金融機関については、下記を参照してください。

ア．指定金融機関

伊予銀行

イ．指定代理金融機関

愛媛銀行

ウ．収納代理金融機関

阿波銀行、愛媛県信用漁業協同組合連合会、愛媛信用金庫、えひめ中央農業協同組合、香川銀行、高知銀行、四国銀行、四国労働金庫、徳島大正銀行、百十四銀行、広島銀行、松山市農業協同組合、山口銀行

※指定金融機関以外でのお取扱いは、希望される金融機関の支店にお問い合わせください。更に、振込みの際は手数料がかかります。

7. 売払代金の残金の納付確認

売払代金の残金の納付確認には、銀行口座又は納付書で確認をしていますが、銀行口座で確認をする場合は、金融機関によっては一週間程度要する場合があります。そのため、検収済みの納付書を電子メール又はFAXで松山市へ送信していただき確認する場合があります。

第6 物件の権利移転及び引渡し

1. 車両などの権利移転及び引渡しについて

松山市は、落札後、落札者と契約締結を交わし、売却の決定後、松山市が売払代金の残金の納付の確認をした後、落札者は、所有者変更などの手続を行います。また、複数落札した場合は、落札した車両などごとに所有者変更済みの書類を松山市へ提出してください。

(1) 権利移転及び所有者変更の時期

車両などの公有財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転となり、引渡し後30日以内に所有者変更などの手続を行ってください。

(2) 所有者変更の手続について

松山市から車両など公有財産を引渡し後、所有者変更の手続を行ってください。所有者変更後、登録識別情報等通知書の写しや、自動車検証返納確認書の写しなどを松山市へ提出してください。

ア. 普通・小型自動車

落札者又は受任者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局で、速やかに所有者変更などの手続を行ってください。

イ. 軽自動車

落札者又は受任者は管轄する自動車検査登録事務所で、速やかに所有者変更などの手続を行ってください。

(3) 車両などの権利移転などについての注意事項

車両などの公有財産については、契約締結した時点で、落札者に公有財産売却の物件にかかる危険負担は移転します。また、物件については契約不適合責任免責とします。そのため、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など松山市の責に帰すことのできない損害の負担は落札者が負うこととなり、売払代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

松山市は車両など公有財産の引渡しを売払代金の納付時の現状有姿で行います。車両などの付属品・室内のゴミ撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

また、権利移転に伴う費用については、すべて落札者の負担となります。

(4) 車両などの引渡し

松山市が売払代金納付確認後、松山市が指定する引渡し場所で、落札者又は受任者へ、車両などを引き渡します。日時及び引渡し場所は、落札者又は受任者と協議のうえ決定します。また、落札者へ車両などを引き渡す場合は、松山市へ物件受領書（落札者押印済み、認印可）の提出並びに身分証明書の提示が必要です。落札者が引取を委任した場合は、松山市へ物件受領書（落札者押印済み、認印可）、委任状（落札者押印済み）の提出並びに受任者の身分証明書の提示が必要です。引き渡しの際、車両などの出品状況に応じて名義変更などに必要書類を落札者又は受任者へ手渡し若しくは郵送します。

引渡し書類

●小型・普通車の場合

ア. 登録識別情報等通知書

イ. 譲渡証明書

ウ. 自動車リサイクル預託証明書

エ. 鍵など

●軽自動車の場合

ア. 自動車検査証返納証明書

イ. 軽自動車検査証返納確認書

ウ. 自動車リサイクル預託証明書

エ. 鍵など

●油圧ショベルの場合

ア. 鍵など

2. 契約の解除

松山市が、落札者へ物件を引き渡す前に、落札者が物件を転売した場合は、契約締結後に入金が確認された後でも、契約を解除します。また、物件の引渡しにおいて、引取り方法を変更する場合は契約を解除することがあります。

第7 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

売却システムに不具合が生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続を中止することがあります。

(1) 公有財産売却の参加申込期間中

- ア. 公有財産売却の参加申込受付が開始されない場合
- イ. 公有財産売却の参加申込受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 公有財産売却の参加申込受付入札開始までに終了しなかった場合
- エ. 公有財産売却の参加申込受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申込を取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

- ア. 入札の受付が開始されない場合
- イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しなかった場合

(3) 入札期間終了後

- ア. 一般競争入札形式において、入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ. くじ（自動抽選）が必要な場合で、くじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

- (1) 特定の公有財産売却の売却区分（売却財産の出品区分）の中止に伴い入札保証金を、同じ時期の公有財産売却の入札終了後に返還します。
- (2) 入札保証金を納付した場合は、返還まで時間を要することがあります。

3. 公有財産売却参加希望者、参加申込者及び入札者などに損害などが発生した場合

以下のように損害が発生した場合、松山市は損害の程度に関わらず責任を負いません

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札などに損害が発生した場合
- (2) 売却システムに不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合
- (3) 入札などに使用する機器及び公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込又は入札に参加で

きない事態が生じた場合において、松山市は代替手段を提供せず、それに起因して損害が発生した場合

- (4) 公有財産売却の参加したことに起因して、入札者が使用する機器及びネットワークなどの不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不具合により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申込ができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに損害賠償が発生した場合
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信・受信データが不正アクセス及び改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの損害が発生した場合
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のK S I 官公庁オークションのログインID及びパスワードを紛失若しくは、K S I 官公庁オークションのログインID及びパスワードが第三者に漏えいするなどして損害が発生した場合

4. 公有財産売却の参加申込期間及び入札期間

公有財産売却の参加申込期間及び入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間です。ただし、システムメンテナンスなどの期間中は除きます。

5. リンクの制限など

松山市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、松山市物品一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。また、売却システム上において、松山市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、松山市に無断で転載・転用は一切できません。

6. インターネット公有財産売却における個人情報について

松山市がK S I の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は松山市になります。

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、松山市の公有財産売却に参加するにあたっては、以下の事項に相違ない旨を確認のうえ、松山市インターネット公有財産売却ガイドライン及び貴市における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴市の指示に従い、当該執行機関に損害が発生した場合は補償、その他一切の責任をとることはもちろん、貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

1. 私は、「松山市インターネット公有財産売却ガイドライン」の第1 公有財産売却の参加条件の（１）～（９）に掲げる参加できない者のいずれにも該当しません。
2. 私は、次に掲げる不当な行為は行ないません。
 - （１）正当な理由なく、当該入札に参加しないこと。
 - （２）入札において、この公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
 - （３）契約者の契約の履行を妨げること。
 - （４）契約の履行をしないこと。
 - （５）契約に違反し、契約の相手方として不適当と貴市に認められること。
 - （６）入札に関し、賄賂などの刑事事件を起こすこと。
 - （７）社会的信用の失墜する行為をなし、契約の相手方として認められること。
 - （８）天災、その他不可抗力な事由がなく、履行遅延をすること。
3. 私は、貴市の公有財産売却に係る「松山市インターネット公有財産売却ガイドライン」、「入札説明書」、「公告」などの各条項を熟覧し、貴市の現地説明を傾聴し、これらについて、すべて承知のうえで参加いたします。後日、これらの事柄について貴市に対して一切の異議、苦情などは申しません。